

## 社会福祉法人松花苑 役員等旅費規程

### (目的)

第1条 本法人の役員等が本法人の役員会等に出席する時、または公務のため旅行するときは、この規則の定めるところにより旅費を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

### (交通費の計算)

第2条 交通費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合は現に通過した経路により算定する。

### (旅費の種別)

第3条 旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃等の交通費、日当、宿泊料とし、その定額は別表Ⅰに定めるところによる。

### (鉄道賃、船賃、バス賃)

第4条 鉄道賃、船賃及びバス賃は、これらの交通機関を利用したものについて、所定の料金を支給する。ただし、次の号に該当する場合は次のように取り扱う。

(1) 急行料金、特急料金、座席指定料金、寝台料金等は業務の必要上、それらを利用した場合に支給する。

### (航空賃)

第5条 役員は業務上、特に緊急を要する場合は理事長の承認を得て、航空機を利用することができるが、この場合の航空賃は実費とする。

### (車賃)

第6条 車賃は役員が出張中に、ハイヤー、タクシー、レンタカーその他これらに準ずる交通機関を理事長がその必要を認めたときは、その実費を支給する。

### (自家用車等による役員会等の出席及び出張)

第7条 役員が自家用オートバイ、又は自家用自動車等を利用して役員会等の出席及び出張した場合には、別表Ⅱに定める金額を所要経費として支給する。ただし、公用車により出張する場合には交通費は支給しない。

### (日当及び宿泊料)

第8条 役員が出張した場合に、日当は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じ1夜当たりの定額を支給する。

### (地域区分)

第9条 宿泊の甲地方とは、宿泊料の甲地方とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市を指し、乙地方とは、その他の地域のことをいう

### (旅費の分担)

第10条 他からの旅費の支弁を受け出張する場合は、この規則に定める旅費は支給しない。ただし、その旅費額が、この規程に定める旅費額より少ない時は、その差額を支給する。

(長期滞在)

第11条 役員が引き続き同一地域に出張滞在する時は、この規則にかかわらず別表Ⅲに定める減額の旅費を支給する。

(増額又は減額支給)

第12条 この規程による旅費が旅行の性質その他特別の事情により明らかに実費より不足し、又は超過すると認めた場合においては、旅費の全部又は一部を増額あるいは減額して支給することができる。

(規則に定めのない事項の取り扱い)

第13条 この規則に定めるものその他、必要な事項は、国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。

(改 廃)

第14条 本規程は、理事会の決議を経て、改廃することができる。

付 則

この規則は、平成29年4月1日より適用する。

別表Ⅰ

日 当 (1日に付き)	宿 泊 料	
	甲地方	乙地方
3,000 円	14,800 円	13,300 円

別表Ⅱ

自家用自動車等を使用した場合	1 kmあたり30円を支給する
----------------	-----------------

別表Ⅲ

事 由	支給基準
研修、その他これに類する目的のための旅行で、同一地域に滞在する期間もしくは通勤する期間が引き続き1週間以上の場合	日当及び宿泊料の合計額が次の割合を乗じた額を支給する。 ア. 通勤の場合 →日当の5割 イ. 滞在する場合 (1) 宿舎及び食事の提供を受ける場合 →日当、宿泊料の2割 (2) 宿舎の提供を受けるが、食事の提供を受けず、又は食費を徴せられる場合 →日当、宿泊料の4割 (3) その他の場合 →日当、宿泊料の8割

※平成7年4月1日制定した「法人役員旅費規則」は廃止する。